

税額の決め方

国保税の税額はどうやって計算するの？

次の3つの項目をもとに算定して一世帯ごとの国保税を決めています。世帯内に介護保険2号被保険者がいる場合は、介護分を合わせて計算します。

3つの項目	区分税率(額)			備考
	医療分	支援金分	介護分	
①所得割	8.9%	3.1%	2.6%	世帯内の加入者一人ずつについて計算します。前年中の所得から基礎控除43万円を除いた額に税率をかけます。
②均等割	28,700円	11,000円	11,000円	世帯内の加入者数に応じて計算します。
③平等割	27,800円	9,600円	7,600円	一世帯につきいくらと計算します。

限度額	年間	年間	年間	一世帯の最高限度額は、合計109万円です。
	660,000円	260,000円	170,000円	

※ 未就学児のお子様については、均等割額を半額とします。

※ 出産予定の人については、単胎の場合出産予定月（または出産月）の前月から4か月分、多胎の場合出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月分の所得割額と均等割額を減額します。

産前産後HP→



医療分	①所得割	加入者全員の所得	×	8.9%	=	円
	②均等割	28,700円	× <td>人</td> <td>=</td> <td>円</td>	人	=	円
	③平等割		=		=	27,800円
国民健康保険税(医療分)						円…(A)

支援金分	①所得割	加入者全員の所得	×	3.1%	=	円
	②均等割	11,000円	× <td>人</td> <td>=</td> <td>円</td>	人	=	円
	③平等割		=		=	9,600円
国民健康保険税(支援金分)						円…(B)

介護分	①所得割	加入者全員の所得	×	2.6%	=	円
	②均等割	11,000円	× <td>人</td> <td>=</td> <td>円</td>	人	=	円
	③平等割		=		=	7,600円
国民健康保険税(介護分)						円…(C)

(A) + (B) + (C) の合計が1年間の国民健康保険税です。 円

税額の計算例

夫	41歳	給与収入	300万円	給与所得	202万円
		課税標準額	202万円 - 43万円 = 159万円		
妻	38歳	給与収入	103万円	給与所得	48万円
		課税標準額	48万円 - 43万円 = 5万円		
子	10歳	収入なし			
母	66歳	年金収入	180万円	年金所得	70万円
		課税標準額	70万円 - 43万円 = 27万円		
世帯の課税標準額 159万円 + 5万円 + 27万円 = 191万円					

医療分	①所得割	1,910,000円	×	8.9%	=	169,990円
	②均等割	28,700円	× <td>4人</td> <td>=</td> <td>114,800円</td>	4人	=	114,800円
	③平等割		=		=	27,800円

国民健康保険税(医療分) 312,500円…(A)*

支援金分	①所得割	1,910,000円	×	3.1%	=	59,210円
	②均等割	11,000円	× <td>4人</td> <td>=</td> <td>44,000円</td>	4人	=	44,000円
	③平等割		=		=	9,600円

国民健康保険税(支援金分) 112,800円…(B)*

介護分	①所得割	1,590,000円	×	2.6%	=	41,340円
	②均等割	11,000円	× <td>1人</td> <td>=</td> <td>11,000円</td>	1人	=	11,000円
	③平等割		=		=	7,600円

国民健康保険税(介護分) 59,900円…(C)*

(A) + (B) + (C) の合計が1年間の国民健康保険税です。 485,200円

* (A)、(B)、(C) は、100円未満切り捨て